

平成20年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	200 件	83,435,600 円
------	-------	--------------

	件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付	29	15,085,500	18%
②分納合意	分納合意	11,264,100	14%
	債務承認	750,000	1%
	小 計	12,014,100	14%
③債権放棄・その他	生活保護	990,000	1%
	破産	300,000	0%
	死亡	500,000	1%
	行方不明・その他	3,734,000	4%
	小 計	5,524,000	7%
④訴訟案件	完納（取下等）	8,100,400	10%
	判決	25,453,000	31%
	和解	10,512,600	13%
	取下げ	6,746,000	8%
	小 計	50,812,000	61%
⑤交渉中	0 件	0	0%
合 計	200	83,435,600	100%

平成21年度 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	1,000 件	230,617,567 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		220	57,415,811	25%
②分納合意	分納合意	196	30,418,200	13%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	196	30,418,200	13%
③債権放棄・その他	生活保護	18	3,793,700	2%
	破産	6	1,594,656	1%
	死亡	5	1,190,000	1%
	行方不明・その他	8	2,065,000	1%
	小 計	37	8,643,356	4%
④訴訟案件	完納（取下等）	22	35,816,198	16%
	判決	296	68,189,755	30%
	和解	194	22,108,170	10%
	取下げ	24	5,272,077	2%
	小 計	536	131,386,200	57%
⑤交渉中		11	2,754,000	1%
合 計		1,000	230,617,567	100%

平成22年度 生活一時資金 経過報告

受託件数	1,000 件	235,669,330 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		192	49,478,030	21%
②分納合意	分納合意	206	34,216,200	15%
	債務承認	0	0	0%
	小 計	206	34,216,200	15%
③債権放棄・その他	生活保護	16	3,265,100	1%
	破産	6	1,891,500	1%
	死亡	7	1,518,500	1%
	行方不明・その他	21	4,261,100	2%
	小 計	50	10,936,200	5%
④訴訟案件	完納（取下等）	29	31,613,446	13%
	判決	234	55,686,354	24%
	和解	219	36,001,200	15%
	取下げ	45	12,159,000	5%
	小 計	527	135,460,000	57%
⑤交渉中		25	5,578,900	2%
合 計		1,000	235,669,330	100%

平成23年度 生活一時資金 経過報告

受託件数	705 件	147,908,107 円
------	-------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		119	20,824,862	14%
②分納合意	分納合意	141	21,718,750	15%
	債務承認	1	500,000	0%
	小 計	142	22,218,750	15%
③債権放棄・その他	生活保護	9	1,447,000	1%
	破産	3	558,000	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	9	2,251,600	2%
	小 計	21	4,256,600	3%
④訴訟案件	完納（取下等）	19	9,517,660	6%
	判決	116	28,651,190	19%
	和解	167	34,575,140	23%
	取下げ	14	3,604,100	2%
	小 計	316	76,348,090	52%
⑤交渉中		107	24,259,805	16%
合 計		705	147,908,107	100%

累計 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	3,005 件	720,606,504 円
------	---------	---------------

	件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付	595	150,190,209	21%
②分納合意	分納合意	101,488,544	14%
	債務承認	1,495,000	0%
	小 計	102,983,544	14%
③債権放棄・その他	生活保護	9,647,800	1%
	破産	4,691,156	1%
	死亡	3,208,500	0%
	行方不明・その他	16,464,700	2%
	小 計	34,012,156	5%
④訴訟案件	完納（取下げ）	86,882,294	12%
	判決	180,818,309	25%
	和解	104,454,110	14%
	取下げ	28,673,177	4%
	小 計	400,827,890	56%
⑤交渉中	143	32,592,705	5%
合 計	3,005	720,606,504	100%

累計 生活一時資金貸付金 経過報告

受託件数	2,705 件	614,195,004 円
------	---------	---------------

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		531	127,718,703	20.8%
②分納合意	分納合意	543	86,353,150	14.1%
	債務承認	1	500,000	0.1%
	小 計	544	86,853,150	14.1%
③債権放棄・その他	生活保護	43	8,505,800	1.4%
	破産	15	4,044,156	0.7%
	死亡	12	2,708,500	0.4%
	行方不明・その他	38	8,577,700	1.4%
	小 計	108	23,836,156	3.9%
④訴訟案件	完納（取下等）	70	76,947,304	12.5%
	判決	646	152,527,299	24.8%
	和解	580	92,684,510	15.1%
	取下げ	83	21,035,177	3.4%
	小 計	1379	343,194,290	55.9%
⑤交渉中		143	32,592,705	5.3%
合 計		2,705	614,195,004	100.0%

浦安市奨学資金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、経済的理由により修学が困難な者に対し、修学上必要な学資を貸し付けることにより、その者の修学を容易にし、もって有為な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)に規定する高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び専修学校をいう。
- (2) 奨学資金 この条例に基づき本市が貸し付ける学資をいう。
- (3) 修学金 学校等に在学する者が、修学に必要とする資金をいう。
- (4) 入学準備金 学校等に入学の決定した者が、入学に必要とする資金をいう。
- (5) 奨学生、奨学資金の貸付けを受ける者をいう。

(奨学資金の種類)

第2条の2 奨学資金の種類は、修学金及び入学準備金とする。

(奨学生の資格)

第3条 奨学資金の貸付けを受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 本市に住所を有すること(修学地が遠隔地にあるため、又は特に修学の必要上やむを得ないために市外に居住する者にあつては、その者の父母又はこれらに準ずる者が本市に住所を有すること。)
- (2) 学校等に入学が決定し、又は在学している者(中等教育学校にあつては後期課程に、特別支援学校にあつては高等部に在籍することとなる者及び在籍している者に限り、専修学校にあつては一般課程に在籍することとなる者及び在籍している者を除く。)であること。
- (3) 経済的理由により修学が困難なこと。
- (4) 他から奨学資金の支給又は貸付けを受けていないこと。

(奨学資金の貸付審査委員会)

第4条 奨学資金の貸付けを審査し、その運用を公平にするため、浦安市奨学資金貸付審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、副市長、教育長及び市長の任命する3人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(奨学資金の額及び利息)

第5条 奨学資金の額は、次のとおりとする。

区分 \ 種類及び額	修学金(月額)	入学準備金
国立又は公立の高等学校	12,000円以内	100,000円以内
私立の高等学校	15,000円以内	200,000円以内

(以下、省略)

- 2 奨学資金には、利息を付さない。

(貸付期間等)

第6条 修学金の貸付期間は、次条第2項の規定による貸付けの決定通知において定められた月から当該決定通知を受けた者が在学している学校等の正規の修学期間が終了する月までとする。

2 入学準備金の貸付時期は、入学手続を行うときとする。

(貸付けの申請及び決定)

第7条 奨学資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長に、申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行うに当たっては、委員会の意見を聴かなければならない。

(貸付けの取消し)

第8条 市長は、奨学生が次の各号の一に該当するときは、修学金の貸付けを取り消すことができる。この場合において、市長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学金の貸付けを行わないものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 修学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 第3条に規定する奨学生の資格を欠くに至ったとき。

(貸付けの停止)

第9条 市長は、奨学生が休学し、又は引き続き1か月以上欠席したときは、当該事由の生じた日の属する月の翌月の分から当該事由のやんだ日の属する月の分まで修学金の貸付けを行わないものとする。

2 市長は、奨学生が正当な理由がなく、この条例に基づく規則の定めるところにより提出すべきものとされた届け、報告等を提出しないときは、修学金の貸付けを一時停止することができる。

(返還)

第10条 奨学生であつた者(以下「借受人」という。)は、学校等の正規の修学期間を終了した月又は貸付けの取消しを受けた日の属する月の6月後から10年以内に、借り受けた奨学資金を月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により、返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

(返還の免除)

第11条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、前条の規定にかかわらず、当該借受人の申請により、貸し付けた奨学資金のうち履行期が到来しない部分に係る返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 負傷又は疾病により将来にわたり労務に携わることが不可能となつたとき。

(3) 災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の猶予)

第12条 市長は、借受人が次の各号の一に該当するに至ったときは、当該借受人の申請により、当該各号に掲げる事由が継続する期間、奨学資金の返還を猶予することができる。

(1) 学校等及び法に規定する各種学校に在学するとき。

(2) 災害、病気その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の免除又は猶予の決定)

第 13 条 市長は、第 11 条の規定による返還の免除又は前条の規定による返還の猶予の申請があつたときは、その可否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(延滞利息)

第 14 条 借受人は、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかつたときは、第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき奨学資金の額につき年 14.5 パーセントの割合で計算した額に相当する延滞利息を支払わなければならない。

2 市長は、借受人が奨学資金を返還すべき日までに返還しなかつたことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、前項の延滞利息を減免することができる。

(規則への委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、奨学資金の貸付けに関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。